

自由が丘地区 市政懇談会資料

令和2年11月28日

市政懇談会出席者一覧（自由が丘地区）

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>にし もと のり ひこ</small> 西 本 則 彦
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>ます だ ひで なり</small> 増 田 秀 成

地区からの意見・提言

自由が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	自治会条例制定について	市民生活部長
4	ごみステーションに三木市と共同の「啓発看板」の設置について	
2	志染駅前活性化に伴う南北駅前開発計画の進捗状況の説明及び新たな提言	(2-1)都市整備部長 市民生活部長 (2-2)都市整備部長 (2-3)産業振興部長
3	(都)神戸・三木線及び(都)広野吉田線の進捗状況について	都市整備部長
5	ごみステーションに「収縮できるごみゲージ」の設置に対する三木市の回答への再提言	市民生活部長
6	万が一の災害時の安全・安心の確保について	総合政策部長
7	空き家対策の強化について	市民生活部長
8		
9		
10		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	1	自治会条例制定について (自由が丘市民協議会 暮らし生活部会)
<p>(内容)</p> <p>昨年度の市政懇談会で市民協働課より、他市町の例を報告いただきました。</p> <p>しかし、条例により市としての姿勢や方向性を示すことも、自治会への加入促進にあたっての一つの方法であるが、その実効性についてはまだまだ検討を進める必要があるとの回答でした。</p> <p>暮らし生活部会としては、自治会加入促進にあたり内規ではなく、自治会条例を制定していただくことで、自治会加入のメリットを知らせることが加入促進につながるものと考えています。</p> <p>よって、引き続き自治会条例制定に向けて検討を進めていただきたい。</p> <p>暮らし生活部会の活動について</p> <p>「地域支えあい協働会議」を年に1回のペースで開催し、市民協議会などの情報を発信し、地域の人と一緒に活動を行い、助け合う仕組みと運営を行っていくために行政の支援・協力をお願いしたい。</p>		
意見・提言	4	ごみステーションに三木市と共同の「啓発看板」を設置する (自由が丘区長協議会)
<p>(内容)</p> <p><看板作成に対してお礼申し上げます></p> <p>「看板の設置に関しては、三木市から具体的提案を頂き、設置出来る運びになった事に対し自由が丘区長協議会一同、お礼申し上げます」</p> <p><今後の展開・・・三木市と一緒にやって行こう></p> <p>1) 当初目標である、自治会会員の囲い込み、脱会防止に向け自治会、三木市と一体となり推進したい。</p>		

- ① 国内で先進的な自治会活動を行っている、組織、団体等の内容紹介。
 - ② 三木市担当課が考えている、自治会加入促進方法・・・
- 2) 自由が丘区長協議会は啓発看板を有効に活用し、自治会会員増に向けて細かな打合せを内部でも実施してゆく。
- ① 看板設置による、啓発活動
 - ② 各自治会内での啓発活動

回 答	(担当課) 市民生活部 市民協働課
-----	-------------------

これまでから説明しておりますように、法、条例等により自治会への加入を義務付けることはできません。自治会加入促進条例の他市町での事例調査を行いました。基本理念や加入促進に努めることを規定する条例を制定している事例では、目に見えた効果はあがっていない状況であります。また、条例案の検討段階において、地域住民や議員からの強い反対により条例提案にまで至っていない例もあります。

このことから三木市での条例の制定については予定していませんが、自治会加入促進や脱会抑制について積極的に取り組む必要性は、市も認識しています。自治会の加入率は全国的に低下しており、住民の価値観の多様化、地域交流の希薄化や自治会役員の業務負担によるものなどが背景にあると思われます。まずは、自治会活動のPRや役員の業務軽減策などにより、具体的に実行していくことが大切ではないかと考えています。

市では、昨年度に自治会のメリットを記載したリーフレットを作成し、市民課窓口での転入者に配布するとともに自治会でも活用いただいています。集合住宅の建築に際しては、加入促進のためのチラシを建築主に配布しています。また、今年度から自治会を通じた市からの配布物の削減を全庁的に取り組んでおり、自治会役員の業務負担軽減を行っています。現在は、自治会加入PR看板の作成をし、活用していただけるよう進めているところです。

自治会加入促進の事例につきましては、書籍やマニュアルなど参考にするものもありますので、地域の実情に合わせた取組を進めるため、地域まちづくり担当と連携し、協働による魅力あるま

ちづくりを一緒に目指していただきますようお願いいたします。

また、支えあい協働会議については、地域住民や関係団体が地域の見守り、支えあいを積極的に進める取組として、今後さらに重要なものとなってくると考えます。生活支援体制整備事業の推進、市民協議会や区長協議会への支援を通して、市もともに取り組んでいきます。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	2	志染駅前活性化に伴う南北駅前開発計画の進捗状況の説明及び新たな提言 (駅前&交通部会)
<p>(内容)</p> <p>過去2年間市政懇談会での意見提言として</p> <p>(1) 三木市の核として、大型バスの発着場設置強いては、旅行会社の運行拠点、他地域への拠点バスターミナルの設置"</p> <p>(2) 志染駅南北を繋ぐブリッジの設置(安心、安全に商業施設に行きたい)</p> <p>(3) 駅前付近に交番設置 (駅前の安心、安全確保)</p> <p>上記3点の意見提案をおこなうにあたり、自治会は全面的に協力してゆく、住民の声を集約一本化させてゆく。以上が過去2年間の提案です。</p> <p>これに対し意見提言の答えとして「志染駅街づくり基本構想」を策定しその中で駅の南北一体利用できる基本構想の検討を行っているところと回答頂きました。</p> <p>また、基本構想の素案が出来た段階で地元役員様にもご確認頂きたいとの回答がなされ、後日談でコンサルに依頼中、駅前周辺の青写真等今年度3月ぐらいには、というお話を頂きました。</p> <p>《意見提言》</p> <p>① 今年度の意見提言として、昨年、一昨年前に回答されました項目について、「志染駅街づくり基本構想」の策定された内容、それに対しての検討されたであろう進捗状況の説明3つに分けた意見提言に併せてご説明願いたい。</p> <p>② また、コンサルに委託されたであろう駅前、駅前を含めた道路など青写真の進捗状況のご説明を願いたい。</p> <p>③ 駅前開発計画がなされるであると仮定してその中でバスターミナル設置において、三木市総合計画の観光・交流の枠組で酒米山田錦の「s a k e ツーリズム」、よかたんの「温泉ツーリズム」など既存の観光資源を繋ぐパッケージツアーなどのバスを利用し</p>		

た起点としての活用の提言、また市内唯一の鉄道であり基幹交通と位置づけている、神戸鉄道の維持活性化にも繋がると考えられるところからご検討願いたい。

特に志染駅南北を繋ぐブリッジの設置は自由が丘地区住民のみならず三木南地区住民にとっても利便性が非常に高いため必要と考えます。三木南地区区長会ともこの件で意見交換を行い、実現に向けて連携を強化することになっています。ぜひ、早期実現をお願いします。

回 答

(担当課) 都市整備部 都市政策課

【①(1)バスの発着場等の設置、(2)連絡橋の設置の進捗状況及び
② 基本構想の進捗状況についての回答】

志染駅周辺基本構想では、駅南北の一体利用について検討を行っており、その中で、駅南側へ大型バス及び自家用車等が寄り付くことができるよう駅前ロータリーの設置、またご要望いただいています、連絡橋について検討しております。

現在は鉄道事業者や道路管理者などの関係機関や地権者と協議を継続しておりますが、新型コロナウイルス感染症の流行もあり検討や協議に遅れが生じています。

今後、検討や協議を進めていき基本構想の素案ができた段階で、地元役員にもご確認いただきたいと思いますと考えていますが、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

また、本構想がまとまりましたら関係機関との協議内容や概算費用、現在の社会情勢を踏まえて事業の成否や実施時期について検討をしたいと考えています。

回 答

(担当課) 市民生活部 生活環境課

【①(3) 交番設置の進捗状況についての回答】

交番の移転については、自由が丘地区、三木南地区双方で住民の合意形成ができていること、移転先の場所が特定されているとの両方が満たされている段階で警察との協議や用地の取得を進めたいと考えております。

回 答

(担当課) 産業振興部 観光振興課

【③ 駅前再開発による観光振興についての回答】

人口が減少していく中で、交通や商店にとって影響は大きく、それらを緩和するためにも観光客の誘致を進めなければならないと考えております。

また、コロナ禍においては、大型バスでの観光が減り、マイカーでの近場観光が増えていることから、アフターコロナを見据え、神戸電鉄やバスを活用し、ツーリズムを企画・実施し、まちの機能の維持をめざします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	3	(都) 神戸三木線 及び (都) 広野吉田線の進捗状況について
<p>(内容)</p> <p>県道神戸三木線は一部区間を除いて片側一車線で、神戸電鉄と並行する緑が駅付近から志染駅付近の区間が慢性的な渋滞を繰り返している。都市計画道路が建設される事により、大災害時に避難路の確保が出来、安全・安心な街づくりに寄与する。</p> <p>南海トラフ地震は、概ね100～150年間隔で繰り返し発生しており前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海</p> <p>地震(1946年)が発生してから70年が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきています。</p> <p>(都) 神戸・三木線及び(都) 広野吉田線の進捗状況についてお聞かせください。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 都市政策課 都市整備部 道路河川課	
<p>都市計画道路の役割は、人や物を円滑に移動させるための交通施設、災害時の避難路・物資輸送路としての都市防災機能などさまざまなものが考えられます。</p> <p>主要地方道 神戸三木線は、神戸方面、若しくは緑が丘、自由が丘地区にお住まいの方などが志染駅周辺の商業施設や国道175号へアクセスするため、特に志染駅周辺で交通が集中し、慢性的な渋滞を誘発し、通勤時間帯には1km近い渋滞が発生しています。</p> <p>このような状況から、そのバイパスとなる都市計画道路 神戸三木線は、志染駅周辺まちづくり構想を推進することや、ご意見にもありますとおり、防災の役割も担うことから、市として最も優先度が高い路線として認識しているため、平成30年12月から県と一緒に当都市計画道路のあり方について勉強会を行い、整備効果を検証し、必要性を確認してきたところです。</p> <p>当路線は、県道のバイパスとなるため、市の整備方針(都市計画道路 広野自由が丘線の整備等)との調整をしながら事業化につ</p>		

いて引き続き要望してまいります。それを受け、県では事業化に向けた課題の整理をしていると聞いております。

また、(都) 広野吉田線につきましても県が事業主体となり整備を進めている路線で、現在事業化している区間は、志染町吉田から自由が丘本町間で整備延長450mです。用地確保が難航している箇所があることから、令和5年度を完成目標の年度としていると聞いております。当該箇所から南側の整備につきましては、現時点において整備時期は未定であり志染駅周辺まちづくり基本構想とあわせ、協議や調整が必要であると考えています。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	5	ごみステーションに「収縮出来るごみゲージ」の設置に対する三木市の回答への再提言（区長協議会）
<p>(内容)</p> <p>「ごみゲージ設置」理由の背景を再度三木市に認識してもらう。</p> <p>① 自治会未加入者の加入促進</p> <p>② 不法、日にち指定外投棄、不法投棄の抑制効果</p> <p>③ 周辺環境美化</p> <p>と自治会から提案、説明した。</p> <p>1 意見・提言内容</p> <p>(1) 路上設置ゴミステーションの環境改善の為、ゴミステーションに相応しい「周辺用地の確保」を行政も自治会と一緒に、汗を流し、探す。</p> <p>(2) 設置環境によっては、「収縮可能なごみステーションの設置」も再度・検討して欲しい。</p> <p>※ 周辺環境の整備、不法投棄の抑制、自治会会員の促進等考えた提案。</p> <p>(3) 「三木市ごみステーション設置及び管理に関する指導要綱」の修正を検討して欲しい</p> <p>① (ゴミステーションの設置基準)</p> <p>第3条 関係者の協議は三木市も参画する。</p> <p>② (ゴミステーション用地の買収)</p> <p>第6条 用地交渉は三木市も参画する。</p> <p>2 上記認識を踏まえ、「ごみゲージ設置」は再度自由が丘区長協議会で論議し、結論を出す。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 環境課	
<p>まず、平成30年度にご回答しましたように、過去の裁判事例で自治会への未加入を理由にごみステーションを使用禁止する行為は、不法行為となることを再度ご理解いただきたいと思います。</p> <p>ごみステーション用地の確保については、「三木市ごみステーションの設置及び管理に関する指導要綱」(以下「要綱」という。)の</p>		

第3条及び第6条の規定により自治会がしていただくこととなっております。引続き、自由が丘地区においても長期的な視野に立って、自治会内での用地の確保をお願いしたいと存じます。尚、個別案件については、ご相談いただければ市として対応したいと思えます。

可動式ごみ収納庫の設置については、令和2年6月5日に自由が丘公民館で、可動式ごみ収納庫のサンプルを持参の上、市民生活部長外3名が自由が丘地区区長協議会に説明し、協議しました。その結果、各自治会で設置等について検討することになっています。再度、申し出があった場合は、協議したいと考えています。

なお、そのごみステーションの設置条件としては、

- ① 道路上等に常時設置せず、必ず必要時のみの設置とし、ごみ収集終了後は、撤去し自治会で別場所に保管する。
- ② 設置と撤去については、設置管理者が責任を持って対応するとともに、万が一事故等が発生した場合は対応する。
- ③ ごみの取り残しが発生した場合は、速やかに対応する。

としていますので、ご留意願います。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	6	万が一の災害時の安全・安心の確保について (区長協議会)
<p>(内容)</p> <p><経過></p> <p>・万が一の震災時でも、被害が少なく、安全に「第一次避難場所（第二次避難場所）」に住民を誘導出来るか・・・質問した。</p> <p>三木市についても、「実態に即したマニュアル」は必要であるとの認識を示された。</p> <p>・令和2年2月10日、危機管理課と打合せ、自治会の考え方を再度説明</p> <p>・その話し合いを受け、「各自治会館の耐震構造の実態調査」として「建築確認済証」等による、調査を行い、三木市と情報を共有した（4月6日付）</p> <p>・今後この資料についてどうするか、又「万が一の場合の対応」に向けて、今後どう進めるのかの論議にもって行く中、コロナ禍の中、話し合いは中断したままである。</p> <p>【自由が丘区長協議会としての提案内容】</p> <p>※全集会所の耐震化をする事（市補助金活用等）を第一義として「万が一の震災時でも、被害が少なく、安全に「第一次避難場所（第二次避難場所）」に住民を誘導出来るか・・・を基本的な考え方に」自治会として取り組む姿勢は</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一次避難場所に行く、安全、安心の経路は設定しているか、 2. 一次避難場所は万が一の場合、開けられるような運営になっているか 3. 一次避難場所に入った場合、「誰がリーダー」になるのか、決まっているか 4. 一次避難場所内には、必要な「物資、備品等」は誰でもわかるように、共有化 されているか・・・ 5. 本部（公民館）との連絡網、やり方、担当等決まり事等は周知されているか？・・・・等の視点から 6. 今後、共同作業をするに際して、自由が丘区長協議会と共に、諸団体、組織とも連携し、自由が丘地区内に定着するよう、一体と 		

なった取り組みを行う

三木市には

7. 危機管理のプロとして、上記課題・論点の最新の情報の話し合い
8. 上記以外に加えるべき必要な項目、内容の話し合い
9. 新たな発生した「コロナウイルス禍の安全・安心等一時避難場所への誘導、及び集会所での運営方法等の話し合い
10. 共同で「実態に即したマニュアル」を作ってゆく

回 答

(担当課) 総合政策部 危機管理課

令和元年11月9日の自由が丘地区市政懇談会でもお答えしておりますように、自由が丘地区自主防災組織が計画されております「実態に即したマニュアル」の策定につきましては、「自由が丘区長協議会としての提案内容」に対して、市も協力させていただきます。

自主防災組織内における役割や活動内容については、災害の種類や規模、地域の自然的条件など、地域によって様々であり、マニュアルについても同じものになりません。また、今後の避難所運営を行う上での重要なポイントとしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した運営が必要であり、ソーシャルディスタンスの確保や手指消毒・物品消毒の徹底、換気の励行などがあり、十分な感染対策を講じた上での避難所運営を行う必要があります。

こうした要件を満たすマニュアルを作成するには、地域内の避難経路や1次避難所の構造や間取りを熟知されている地域の方々の知識が最も重要であると考えておりますので、地域の皆さまのご意見をお聞かせいただきながら、作成に協力したいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営につきましては、市ホームページへ「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」を掲載しておりますので、ご確認ください。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	自由が丘地区	
意見・提言	7	空き家対策の強化について（区長協議会）
<p>(内容)</p> <p>【緊急の課題】</p> <p>① 長年無住の状態では管理されていないため、敷地内は雑草が生い茂り、樹木が伸び放題となっており、まちの美観上に問題がある。</p> <p>② 空き家に無断で人が立ち入り、防犯上でも問題がある。</p> <p>③ 犬の多頭飼いをしてきた空き家があり、犬は関係機関で収容されたが、多量の糞便等の汚物が放置されており、衛生上でも問題がある。</p> <p>そこで、2点お尋ねします。</p> <p>① 市として、三木市ならびに自由が丘の空き家の概数とのうち特に管理上問題がある空き家の概数をご報告願います。</p> <p>② 市として、上記3点の課題に対してどのような対策等考えておられるのかご説明願います。</p>		
回 答	(担当課) 市民生活部 生活環境課	
<p>① 本市では、市内における空家等の実態を把握することを目的に、平成30年度に空家等実態調査を実施しました。</p> <p>市内全域を対象に、個別の相談等に基づく市所有の情報や水道閉栓に関する情報、民間地図会社の情報等により調査対象物件を抽出し、道路からの外観目視による現地調査を実施した結果、1,467件を使用実態がない可能性の高い「空家等と推定される物件」と判定しました。うち、自由が丘地区は188件となっています。</p> <p>現在、空家等実態調査において、不良度の高いDランク（110件）、Cランク（140件）の現地調査を実施しています。その中で55件を老朽化し、道路等に倒壊する可能性があるなどの観点から三木市空家等対策協議会特定空家部会（弁護士・司法書士・建築士・宅建士・不動産鑑定士・土地家屋調査士等で構成する部会）で審議いただき、特に危険な特定空家として市が認定し、解体除去等の助言・指導を行っていますが、自由が丘地区</p>		

には特定空家として認定している建物はありません。

なお、特定空家は指導後、市の解体補助金制度の利用や自己資金により令和2年9月30日現在で、19件が解体されています。

- ② 近隣住民や自治会等からの個別の苦情については、空家条例第9条に基づき、現地を確認したうえで、管理不全な状態であると確認した場合、空家の所有者等に対して、草刈り、伐採、防犯上の対応等、必要な措置について助言・指導等を行っております。

また、令和3年度分から固定資産税納税通知書に空家の発生抑制、適正管理の啓発チラシを封入する予定であり、広く空家対策の必要性について周知を図ってまいります。

(n=1,467/単数回答(SA))	市街地		農村地域					ニュータウン			市全体	
	三木	三木南	別所	志染	細川	口吉川	吉川	緑が丘	自由が丘	青山	(件数)	(割合)
Aランク	337	42	77	24	44	21	85	55	109	13	807	55.0%
Bランク	174	23	31	18	25	3	49	27	56	4	410	27.9%
Cランク	47	14	7	20	11	6	11	7	17	0	140	9.5%
Dランク	33	6	7	14	8	7	27	2	6	0	110	7.5%
合計	591	85	122	76	88	37	172	91	188	17	1,467	100.0%

ランク	判定内容
Aランク	管理に特段問題がなく、現況のまま利用可能
Bランク	管理が行き届いていないが、比較的小規模な修繕で利用可能
Cランク	倒壊の可能性はないが、現況のままの利用は困難
Dランク	倒壊の可能性があるなど、現況のままの利用は不可能

- ③ 第一義的には、長年に渡り多頭飼育を続け、不衛生な状態をつくってきた原因者及び土地家屋管理者が原状回復することが原則であるため、原因者及び土地家屋者に対し、解決を促してきたところです。

市が所有者のかわりに汚物処理や消毒作業の代執行をすることは法的根拠がなくできませんが、市として大きな課題と認識しており、現状の改善に向けて、顧問弁護士等に相談しながら解決に向けて検討を進めているところです。

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.